

令和6年度（2024年度）第3回
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和7年（2025年）1月20日（月）午後1時30分
開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

八王子市国民健康保険運営協議会

令和6年度第3回会議録

開催日時 令和7年1月20日（月）午後1時30分

開催場所 本庁舎議会棟4階第3・4委員会室

議 題

- (1) 国民健康保険税について（諮問）
- (2) 令和7年度（2025年度）国民健康保険税課税限度額等について
- (3) その他

出席委員（14）

会 長（ 9 番）	玉 正 彩 加（公益代表）
副会長（10 番）	岩 田 祐 樹（公益代表）
委 員（ 1 番）	宮 田 学（被保険者代表）
委 員（ 2 番）	中 條 雅 美（被保険者代表）
委 員（ 3 番）	野 村 みゆき（被保険者代表）
委 員（ 4 番）	増 田 博 一（被保険者代表）
委 員（ 5 番）	大 井 裕 子（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（ 6 番）	太 田 ルシヤ（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（ 7 番）	峯 岸 忠（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（ 8 番）	山 田 弘 志（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（11 番）	日下部 広 志（公益代表）
委 員（12 番）	市 川 克 宏（公益代表）
委 員（13 番）	鈴 田 朗（被用者保険等保険者代表）
委 員（14 番）	柘 植 敏（被用者保険等保険者代表）

市側出席者

市	長	初 宿 和 夫
健 康 医 療 部 長	菅 野 匡 彦	
保 険 年 金 課 長	三 吉 徳 浩	

成人健診課長 田 島 宏 昭

収納課課長補佐兼主査 小 林 遼 平

保 険 年 金 課

庶務担当課長補佐兼主査 田 邊 憲 二

庶 務 担 当 主 査 木 村 太 郎

給 付 担 当 主 査 江 藤 功

給 付 担 当 主 査 伊 藤 雄 太

資格課税担当主査 杉 山 光 明

資格課税担当主査 矢 島 義 久

成 人 健 診 課

成人健診担当主査 麻 嶋 友 之

特定保健指導担当主査 葛 西 希 美

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 0 名

配付資料

《事前配付資料》

諮問文（案）

資料 1 国民健康保険税率について

《当日配付資料》

諮問文

資料 2 令和 7 年度（2025 年度）確定係数による国民健康保険事業費納付金算定
結果

資料 3 令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険税課税限度額等について

参考資料 1 市町村の一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入の推移

参考資料 1－2 【国民健康保険】都内区市町村における赤字の状況

参考資料 2 令和 6 年度（2024 年度）26 市国民健康保険税（料）率等の状況

参考資料 3 国保・協会けんぽ・組合健保の比較

参考資料 4 令和 7 年度（2025 年度）確定係数による被保険者一人当たり保険料
額（順位）

その他 東京の国保（No.6 7 9）

[午後 1 時 3 0 分開会]

1. 開会

○三吉保険年金課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当しております健康医療部保険年金課長の三吉でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議では、諮問を行いますので、皆様の様々な御意見をいただきますが、終了予定時刻の 15 時に終了できますよう、御協力をお願いいたします。

また、会議におきましては、議事進行、御発言、資料説明等、全て着座で進めさせていただきますことを御了承ください。

以上で私の進行は終わらせていただきます。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○玉正会長 本日は、皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和 6 年度第 3 回の国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、この会議は有効に成立しております。

2. 理事者挨拶

○玉正会長 それでは、初めに、市長から御挨拶をお願いいたします。

○初宿市長 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました八王子市長、初宿和夫でございます。

本日はお忙しい中、また、寒い中、八王子市役所のほうに足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。令和 6 年度の第 3 回の国民健康保険運営協議会に御出席いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、国民健康保険事業をはじめといたしまして八王子市政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月から新しい国民健康保険制度がスタートとして、それが広域化されまして、赤字解消を進めるために、東京都が示す標準保険料率の適用を目指しまして、被保険者の皆様方に御理解を賜りながら、これまで段階的に保険税を改定いたしまして、その結

果、赤字の幅というのは大きく減少が図られてきたところでございます。

しかしながら、国保財政を取り巻きます現状というのは、低所得の被保険者が多く、一人当たりの医療費が高いといった構造的な課題に加えまして、国の施策でございます社会保険適用事業所の拡大によりまして、安定した収入が見込める被保険者が減少するなど、大変厳しい状況が継続しているのが現状でございます。

国保税につきましては、令和6年2月に改定された都の「東京都国民健康保険運営方針」に納付金を基礎といたしました保険料の統一、これが明記されましたが、赤字解消の取組が加速していることに加えまして、八王子市の財政運営への影響、そして被保険者以外の方との負担の公平性を考慮いたしますと、保険税率等の改定というのは必要と考えざるを得ないものと考えております。

つきましては、令和7年度の国民健康保険税率の改定につきまして、今回諮問をさせていただくものでございます。

八王子市といたしましては、今後も安定して医療を受けることができる制度の運営に向け、健康寿命の延伸に資する保健事業、そして医療費の適正化、さらには収納率の向上の取組をより一層進めるなど、保険者としての責務というのを果たしながら、国や東京都に対しまして、さらなる財政支援の拡充などを強く要望してまいります。

国保加入者の皆様方には、国保制度の趣旨を御理解いただき、御答申をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○玉正会長 ありがとうございます。

3. 諮問文手交

○玉正会長 続きまして、諮問文の手交を行います。

○初宿市長 それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(諮問文の手交)

○玉正会長 ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

○初宿市長 どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(市長退席)

○玉正会長 それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

○事務局 事務局より、資料の確認を初めにさせていただきます。本日の資料につきまして

は、まず、一番上にお配りしております本日の次第に沿って確認をお願いいたします。

まず、事前にお配りしております資料ですが、諮問文（案）と資料１、国民健康保険税率についてですが、こちらについて、本日お忘れの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

続きまして、机の上に改めて本日お配りしているものの確認です。上から順で確認いたしますと、まず、諮問文、資料２、そして資料３、続いて参考資料１と参考資料１－２、続いて参考資料２、続きまして３、続いて４、そして最後、冊子になりますが、「東京の国保」、ナンバーでいいますと６７９番です。

最後になりますけれども、次第には書いてありませんが、国保講演会の開催についての通知、１枚お配りさせていただいております。

以上です。お願いします。

４．議題

（１）国民健康保険税について（諮問）

○玉正会長 それでは、議事に入ります。

議題（１）国民健康保険税率についてです。諮問事項ですので、審議方法は、お配りしております会議次第に記載のとおり、１番に諮問文の朗読、次に事務局からの説明、その次に質問、４番目に意見、最後にまとめの順に進行いたします。

まず、事務局から諮問文を朗読願います。

○三吉保険年金課長 それでは、諮問文を朗読いたします。

八王子市国民健康保険運営協議会会長玉正彩加殿。八王子市長初宿和夫。

国民健康保険税について（諮問）。

八王子市国民健康保険運営協議会規則第１２条の規定に基づき、国民健康保険税について、下記により貴協議会の意見を求めます。

記

１、諮問の趣旨。

本市の保険税率等については、貴協議会の答申に基づき、健康寿命の延伸に資する保健事業の実施や医療費の適正化、収納率向上の取組をより一層進めるとともに、広域化の趣旨を踏まえ、決算補填等を目的とする法定外繰入（以下、赤字と言います）を解消するために、東京都から示される標準保険料率の適用に向けた改定であったが、今回、本市の令和７年度

(2025年度)の国民健康保険税率等の改定について諮問する。

2、国民健康保険税率等の改定。

本市は、これまで赤字を解消するために、東京都から示された標準保険料率の適用に向けた保険税率等の改定を段階的に行い、令和6年度に標準保険料率を適用するに至ったが、赤字解消とはならなかった。

これは、被保険者の構成年齢が高く、一人当たりの医療費水準が高いといった国民健康保険制度が抱える構造的課題に加え、国の施策である社会保険適用事業所の拡大により、安定した収入が見込める被保険者の減少などが厳しい国保財政の要因となり、赤字解消の課題となっている。また、令和5年度には、東京都財政安定化基金貸付金を活用する事態にも至っている。

このような状況を踏まえ、一般財源への影響や被保険者以外の方との負担の公平性を考慮すると、赤字を解消するための保険税率の改定はやむを得ないことと考える。

よって、令和7年度(2025年度)の保険税率等については、東京都から示される納付金に基づき算出した赤字が解消する税率から、令和5年度東京都財政安定化基金貸付金の償還分を上限に控除した税率とする。

裏面でございます。

ア、所得割額の保険税率の改定。各区分のうち、介護納付金のみ引き上げる。

イ、均等割額の改定。各区分のうち、医療給付費分は引き下げ、ほかはそれぞれ引き上げる。

詳細は表のほうを御覧ください。

改定時期。令和7年(2025年)4月1日。令和7年度(2025年度)国民健康保険税から適用する。

以上でございます。

○玉正会長 諮問文の朗読が終わりました。

ただいまの諮問事項について、審議に入りたいと思います。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

○三吉保険年金課長 それでは、私から資料の説明をいたします。

去る1月17日、東京都から標準保険料率の確定係数が示され、これらに基づき、今回の本市の保険税改定(案)を作成いたしました。

では、お配りいたしました資料1、国民健康保険税率についてを説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページから3ページの1、令和7年度の保険税率についてからです。

まず2ページの改定の考え方でございますが、諮問文でも述べておりますとおり、本市では、これまで一般会計からの財政支援措置、いわゆる赤字の解消を進めるため、東京都から示された標準保険料率の適用に向けて保険税率等の改定を段階的に行ってまいりました。

参考資料1のほうを御覧ください。全国的にも法定外繰入が減少してきていることが分かります。ただ、東京都だけがその流れから外れ、全国の半数近くを占めていることが分かります。

続きまして、参考資料1－2でございます。東京都における八王子市の位置を明記してございますが、多くの区市町村で赤字の解消に至っていないことが分かります。現在、57区市町村が決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入を行っておりますが、東京都では、解消速度を速めるべく、令和6年度からの運営方針におきまして、これを令和8年度末には35区市町村、令和11年度末に18区市町村とすることを目指しております。

参考資料2では、令和6年度になりますけれども、23区の平均、これが一番上の率になります。それと26各市の保険税率の状況をお示ししてございます。

それでは、資料1にお戻りください。令和6年度の第2回運営協議会において報告いたしましたとおり、財政運営の現状が大きく変化しました。

2ページの下記のグラフを御覧ください。基準総所得は令和5年度に大きく落ち込んでおります。令和6年度に東京都が示す標準保険料率を適用しましたが、赤字解消とならない状況となっております。東京都は、納付金及び保険料率の算定において過去3年間の平均所得から算出いたしますが、令和4年度の所得が少し高くなってございますけれども、これはコロナ禍におけます給付金を受け取っている方がかなり多くなりまして、一時的に所得が増えたことがございます。それが本市の実際の基準総所得、我々は、平均ではなく、あくまでもその該当年度で基準総所得を出しておりますけれども、そこが東京都の算定と大きな乖離の原因となっております。これからは国民健康保険事業では、医療の高度化や社会保険適用事業所の拡大などにより、厳しい財政運営が見込まれております。

このことから、市の一般財源の影響や、被保険者以外の方との負担の公平性を考慮すると、国民健康保険の安定的な財政運営のために保険税率等の改定はやむを得ないことと考えざるを得ません。

したがって、令和7年度の保険税率等については、東京都から示される令和7年度本

算定の標準保険料率をそのまま適用するのではなく、東京都から示された納付金を基に赤字を解消できる保険税率といたします。

ただし、令和５年度東京都財政安定化基金貸付金の償還分は控除した税率といたします。

続きまして４ページでございます。（２）一般会計からの貸付についてです。

令和５年度に貸付けを受けた東京都財政安定化基金の償還額については、令和７年度から３か年で償還することとなっております。その財源は保険税となりますが、前述いたしましたとおり、この償還額を保険税から一部控除し、一般会計からの貸付けを受けることといたしました。

参考ですが、東京都へは３年間で均等に返済し、一般会計には６年間で返済する予定としております。

赤字繰入れではなく、借入れとすることで赤字解消とみなされ、国からのインセンティブが得られる予定でございます。

続いて５ページを御覧ください。（３）改正案です。

表の４段目、これが今回、東京都から示された標準保険税率等となります。このまま適用いたしますと赤字が解消できないことから、最上段の赤字が解消する税率をまず、算出いたしました。

その税率等から東京都への返済額を控除した税率等、黄色でお示しした（Ａ）の改定案となります。

令和６年度（Ｂ）と比較して、医療給付費分は所得割据置き、均等割は２,５００円減、後期高齢者支援金分は所得割据置き、均等割８００円増、介護納付金分は所得割０.１４％増、均等割２,１００円増となります。

６ページを御覧ください。これまでの推移と赤字の状況です。

恐れ入ります、原稿の下表ですけれども、年度の下西暦が間違っておりますので、申し訳ございません、訂正のほうをお願いいたします。

こちら、上のグラフですけれども、平成３０年度に東京都と各区市町村が一体的に国保運営を行うこととなって以降のグラフとなります。本市は赤字解消のため、７年をかけて標準保険税率となりましたが、それでもなお赤字となっている状況から、令和７年度につきましては、標準保険税率を超えることとなりますが、ここ３年間の上昇幅と比較すると上げ幅は縮小しております。

下の表ですけれども、これは今までの、いわゆる赤字繰入額の推移です。予算ベースでは

ございますが、平成30年度の35億円から令和6年度の8億5,000万円まで減少してございます。

参考に資料2のほうを御覧ください。令和7年度確定係数による国民健康保険事業費納付金算定結果でございます。

2つの表がございまして、それぞれ令和6年度と7年度を比較してございます。納付金額につきましては、確定係数からの比較となっております。赤字解消のための税率は、7年度の実際に赤字が解消する税率と今回の改正案、6年度の税率を比較してございます。

参考資料2につきましては、後ほど御覧いただければと思います。26市各市の保険税率でございます。

それでは、資料1にお戻りいただきまして、パワーポイントのほうでございます。7ページ、8ページになります。モデル世帯の保険税額です。

まずは7ページ、給与収入の場合でございます。

薄オレンジ色、緑色、黄色の部分が均等割軽減に該当する世帯となりますが、特に全被保険者の4分の3を占める給与収入200万円以下の世帯につきましては、ほぼ6年度と同等か、6年度より保険税が下がる結果となりました。400万円以下の世帯においても、40歳未満の若年層は介護納付金分がかからないため、保険税は下がる結果となります。これは医療給付費分の均等割を下げることによって得られた結果でございます。

続いて8ページですが、公的年金収入の場合です。

こちらは、均等割軽減世帯だけでなく、公的年金収入400万円以下の世帯については、税額が減少する結果となっております。

7年度においては、所得割で0.14%増加、均等割で400円増加となりますが、シミュレーションから公的年金収入400万円以下の被保険者については、保険税が減額となる、そういった結果となっております。

続きまして9ページでございます。納付金の推移です。

(1) 納付金では、令和6年度対比で13億2,300万円の減少となっておりますが、これは被保険者数の減少が大きな要因と考えております。

(2) 保険税収入につきましては、社会保険適用拡大の影響により、被保険者が減少したことから減少しております。

駆け足でございまして、10ページを御覧ください。今後のスケジュールになります。

東京都のほうから仮算定が示されたのが11月14日ございました。また、本算定が示

されたのが先週の1月17日になります。今後、改定に向けて第1回市議会定例会に議案を提出していきます。

続きまして、本日配付しました参考資料3でございますが、他の保険との比較でございます。協会けんぽ、組合健保との比較になっております。加入者の平均年齢、ここにかんがりの差がございますけれども、一人当たりの医療費にこれだけの差がございます。約20万円となります。そのため加入者の負担は必然的に重くなるということがお分かりになるかと思っております。

参考資料4でございますが、一人当たりの保険料額を示しております。八王子市は区市町村の平均に比べ低い順位となっておりますので、まだ、他の区市町村に助けられているような状況になってございます。

駆け足ではございますが、以上、私からの説明になります。

○玉正会長 事務局の説明が終わりました。

諮問事項、国民健康保険税について御質問がございましたら、御発言を願います。

御発言の際は挙手をして、指名の後でお願いいたします。

なお、御意見につきましては、質問の後に御発言いただきますので、まずは質問したい点について御発言をお願いいたします。

○日下部委員 御説明ありがとうございました。

幾つか確認させてください。全体的には据置きか、少し下がる方が多数いらっしゃるというところで、昨年の上げ幅に比べるとかなり縮小されてきているという御説明でした。

その上で、まず4ページの東京都財政安定化基金の償還に関して、そこをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。東京都には3か年で総額7億8,000万円を返還することになるということで、今回、貸付けとすることで、実質的にというか、一旦赤字は解消となるというお話でした。その上で国のインセンティブがあるというお話でしたが、具体的にどれぐらいのインセンティブがあるのか、教えてください。

○三吉保険年金課長 お答えいたします。

まず、一般会計からの貸付けにつきましては、7億8,000万円を3年間の均等で払うという約束になってございますので、通常、2億6,000万円の、これは全く同額になるのですけれども、2億6,000万円を3年間で償還する計画を立ててございました。

本来は、保険税に上乗せして、その分を徴収させていただき、それを東京都のほうにお返しする。ただ、こうしますと、もし保険税に対して納付金の額が集まらなかった場合は、ま

さにそこがまた赤字ということになりますので、その部分を、当初は赤字やむなしという考え方もございましたけれども、今回、赤字解消する保険料率を算定した結果で昨年や一昨年ほどの大幅な保険税率の増額にはならないということが分かりましたので、そのときに、じゃ、この償還分をどうするかという議論がございました。

そこで、この償還分は被保険者のほうに負担を強くない、いわゆる八王子市のほうが負担するという考え方の中で、それだとやはり赤字繰入れというものがどうしても残ってしまうものですから、財政部との協議をした結果、これを赤字繰入れではなく、一般会計からの借入れという形で東京都に返したらどうかという話になりました。

借入れですと、これは赤字にみなされませんので、その時点で赤字が解消したことになるということで、インセンティブのほうは、恐らく最大で7,000万円ぐらいを予定しているところですよ。

そして、実際に3年間で東京都に返すものを、財政部のほうに返すのは6年間とすることによって、一人当たり1,300円ぐらいの保険税の負担をこれから6年間の中でさせていただくかなというところで考えてございますが、これまでの国保の決算からいくと、恐らくそこも、うまくすれば負担を求めなくても大丈夫なんじゃないかということも、楽観視しているわけではないのですけれども、そのように考えているところがございます。

○日下部委員　ありがとうございます。

ということは、一人当たり1,300円の負担だろうというところですが、今回の7年度の算定には、この1,300円は、現状は入っていないという考えでよろしいのでしょうか。

○三吉保険年金課長　7年度には入ってございません。

○日下部委員　ありがとうございます。分かりました。

その上で、今回400円増ということで、今後の、先ほどもお話がありましたが、その増減によっては、この1,300円も負担を求めなくても行けるかもしれないというお話でしたが、その上でやっぱり皆さん、今年度、令和7年度は400円というところでしたが、今後の継続性といいますか、その税負担の、本当にこのまま上限が、今までのように極端に上がることなく、継続して国保税が運用されるのかなというところは、皆さん、気になるところだと思いますので、ぜひ今後も、都なり国にしっかりと申入れを、この標準化に関しての申入れをしっかりと市としてもお願いしたいなというふうに考えておりますが、その辺りをぜひ最後にお聞かせください。

○三吉保険年金課長　毎年の保険税率につきましては、もちろん東京都からの本算定の納

付金が幾らになるかというところに大きく左右される部分ではございます。

もう一つは、市内に住んでいらっしゃる被保険者の方の所得が、例えば前年より増えるのか減るのかによっても税率の部分は大きく変わってくるものがございます。説明の中で申し上げたように、東京都は3年平均というやり方をしておりますので、各区市町村との乖離というのがどうしても出てきてしまいます。そういったところをなるべくその乖離が出ないように東京都のほうに申入れをすとか、いろいろ区市町村が抱えている問題を、八王子市だけではなく、62の区市町村が皆さん、同じ問題解決の意識を持って東京都のほうに発信できるような形で、いわゆる保険税が毎年ジグザグにならないような、安定して毎年保険税のほうを賦課できるような、そういった形に持っていきたいということで要望していきたいと思っております。

○日下部委員 ぜひ、先陣を切って、他市に先駆けて様々取組を進めていただいていた八王子市ですので、その辺りもイニシアチブを取って、ぜひ様々な提案もしていただきたいなと思います。

以上です。

○玉正会長 他に御質問ありますでしょうか。

○市川委員 御説明どうもありがとうございます。

私からも若干、確認とともに幾つかお聞かせいただきたいと思います。まず初めに、今回、要は一般会計からの繰入れということでゼロにしようということで、八王子市からすれば念願というのかな、一つの目標というか、そこに到達しようということであります。

広域化のときには、平成30年であります、繰入れは34億円だったものが、今回ゼロとするというわけですが、この間、6年取り組んできたわけですが、繰入れに対して市民生活、国保加入者への生活への影響とか、繰入れをゼロにしてきたことによる評価というか、大まかな見方についての御見解をいただきたいと思います。

○三吉保険年金課長 これまで八王子市が毎年値上げを繰り返していたということに関しては、被保険者の方に大変御苦勞をさせてしまったなという思いはございます。

ただ、国民皆保険制度の中で、この国民健康保険が破綻すとかそういったことが起きてはなりませんので、そこは皆さん、共助の精神といいましょうか、何としても安定した運営をしていくためには仕方がなかったものだというふうに考えてございます。

ただ、決して値上げありきで考えているわけではなくて、あくまでも毎年の東京都から課せられる納付金を支払うためにはどうしたらいいか、それが本市の国保の安定した運営に

つながっているものと考えてございます。

○市川委員 分かりました。国民皆保険制度を守ることと、あと、いま一つは東京都に対する納付額をしっかりと納めていくという目標というか、言わば当然といえば当然かもしれないということではあるのですが、ただ、6年で34億円の繰入れの解消の結果、今おっしゃったように、簡単に言えば、そのまま加入者の皆さんへの負担に移動したにすぎないと思うのですよね。そのことは資料の6ページでもございますけれども、均等割を含め、負担が徐々に上がっているということが示しているわけなんです。

そこで、次にお伺いしたいのが、今回の税率改定の一つのポイントだと思うのですが、一般会計からの貸付けを行うことによって、加入者への負担、税率を上げる、直接私益ではなくて、少しでも軽減というかな、何らかの対応ができないだろうかということだと説明を聞いて感じております。

そこで、先ほど御説明のあったとおり、いわゆるモデル世帯、7ページにございますけれども、給与所得の低所得者層の、加入者のいわゆる4分の3の方たちに対しては、税率が据置きまたは下がるという基準を示したということがあると思うのですね。

お聞きしたいのは、残りの4分の1の方たちのことは、どのような、一言で言えば税率が上がるんじゃないのかなということも十分考えられるのと、あとは4分の1の皆さんへの説明というのかな、何で自分たちは増えてというようなところも一定程度、疑問というのかな、問題というのも上がるかなと思うんです。また、既に国のほうからも、税制改正大綱のほうでもそうですが、課税限度額のほうも上がるというふうにも出されているわけです。ということを見ると二重ですよ、ダブルパンチというか、税率も上がるし、限度額も上がってしまうというところに対して、どのようにそこはお考えをされているのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

○三吉保険年金課長 4分の1の方に関してですけれども、上限まで行かない方、いわゆる足切りになってしまう方ですね、高所得者の中で保険税率をかけていくと限度額に達してしまう方、収入がそれ以上上がっても限度額までなので、保険税率が変わらないのですが、そこより若干少ない方、例えば給与収入800万円の方とかですと上限に行きませんので、今回、貸付金の返還を被保険者に求めないといったところで、被保険者一人当たり2,500円という金額を医療費分の均等割のほうから引くという、4万6,500円を4万4,000円にするということで2,500円を下げさせていただきました。これは医療費分の均等割ですから、加入者全ての方にかかってくるものなんですね。なので、ここの表にない、

500万円の方、600万円の方、恐らく850万円ぐらいまでの方は皆さん、その医療費分の2,500円というところの恩恵は受けられるものと考えております。

ただ、その4分の1の方、さらにもう少し実際には絞られてくるんですけれども、上限まで行ってしまう方については、上限分の3万円というものが、後で議題(2)で御説明しますけれども、今回、3万円引き上がるんですけれども、3万円分が増額になります。それと、上限まで行ってしまうと、もう均等割が軽減されているとかいうことに関係なく上限で足切りになりますので、その部分については、4分の1の中の何十%の方については、6年度よりも保険税が上がるという結果にはなろうかと思えます。そういった方々につきましては、今後、きちんと丁寧に分かっていただけますように、御理解をいただけるよう手厚く御説明をしていきたいと、そのように考えております。

○市川委員 いずれにしても、数%にしても、やっぱり同じ国保の加入者、被保険者の方たちの中でも、上がる人、維持、下がる人という形がどうしても今回の場合だと生じてしまうということは、今の御説明からも分かったところでもあります。

やはり、お話を聞いていても、加入者間の中でそういう差があるというのは、若干、私としては問題というのかな、ある程度は皆、同じ保険制度に入っている中での対応ということを見ると、私から一言で言えば、赤字解消という目標で取り組んできた中にあったとしても、一般会計からの貸付けということはできませんけれども、繰入れということが必要じゃないのかなというふうにも若干、御説明を伺って感じたところでもございます。

仮に、いわゆる今言った4分の1の人たちを同じように、4分の3の皆さんと同じように負担軽減とか、ないし据置きにしようといった場合に、大体財源的にどのくらいのものが必要なのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○三吉保険年金課長 4分の1の方、特に限度額まで課税されている方につきましては、この方たちを減免するということになると、ちょっと億単位の金額がかかってくるのではないかと。

大体、限度額まで達している世帯が1,500世帯ぐらいございます。国保の加入者が、すみません、ちょっと世帯数なので、国保の加入世帯が8万弱、その中で上限まで達する世帯が1,500ぐらいございます。ただ、この上限が、6年度で考えますと106万円ぎりぎり以上で上限の方なのか、それとも上限を設定していなかったら、保険税が例えば400万、500万にもなってしまうような方もいらっしゃるのかもしれないですね。所得の分布が今、手元に資料がないものですから。

その方たちを同じように、例えば計算上、本当はこの人は150万でした。でも、上限なので、106万円で抑えます。でも、さらにそこから減額しますというところになりますと、例えばその世帯だけで五十数万円という補助金が必要になってくるということになります。

仮に1,500世帯ですから、1万円だとしても1,500万円とか、10万円だったら1億5,000万とかという金額になってございますので、なかなか、上限以上に本来の計算結果になってしまう方につきましては、支援していくのは正直難しいかなというところは思っています。

ただ、そうではない方につきましては、今後も今、我々が行っております特定保健指導であったり、保険者努力支援制度に基づくレセプトの点検であったり、そういったところから何としても医療費の抑制をしていって、今回は低所得者メインとなりましたけれども、それが限度額に達していない方、全ての方に広がるような税率ができていけばいいなというところが理想ではございます。

ただ、現実問題としては、八王子市の被保険者の所得が幾らなのか、それから東京都が幾ら納付金を請求してくるのか、これによって大きく変わってきますので、一概にこの国民健康保険の制度を考えていく中で、なかなか全ての方にいうところは正直難しいかなというところはございます。

○市川委員 分かりました。冒頭にもあったとおり、制度を守っていく、皆保険制度を守っていくというところに重きを置いた上での今の御説明だというふうに聞いていて思うところではあるのですが、やはり加入者間にあつてのそういう差であったりとか、また、先ほどほかの委員から質問がありましてとおり、今後、貸付金に当たっても、特に市に対し、財政でも市のほうに6年かけて返す上でも、1,300円の年間一人当たりの負担が、今のところ、先ほどの国からのインセンティブなども当てというか期待もしながら、負担軽減できるんじゃないかというものはあるにしても、しかし、それがまだ火種としては残っているのじゃないかというふうには説明を聞いていても思うんです。

今後、国は、いろいろな不徳がありまして、やはりプラス要素というか、増える要素がかなり見えてきている感じがすごいですよね。というときに、やはり、制度維持もちろんだ大事なことと言うまでもないのですけれども、加入者、被保険者の、今も物価高が続く中で生活困窮というところはもう否めない事実でもある中で、制度があつたとしても、それに加入している皆さんの収入や生活そのものに影響を与えてしまうというところを鑑みると、さらに本市としてのこういった取組などが必要なのかということも引き続き考えな

きやいけないのと、最後になりますけれども、同時に国や東京都に対しても安定的な運営への財政的支援も強く要望していただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○玉正会長 他に御質問ございますでしょうか。

御質問がなければ、次に、諮問事項、国民健康保険税について、御意見がございましたら御発言をお願いします。

なお、御意見につきましては、お一人様、3分程度でお願いをいたします。

○岩田副会長 質疑にもありましたけれども、これまでの八王子市の取組の中でやはり相当程度、この6年間をかけてやっていただいたこと、私自身も複数年、この協議会メンバーとして議論に参加させていただいている中で、大変な御苦勞があったのではなかろうかと思っております。

その結果、昨年、標準保険料率まで上げて、なお解消はできなかったものの、これはもう本当に本市の問題ではなくて、やっぱり広域連携の枠組みでやったけれども、東京都との計算根拠の違いであったり、もろもろがある中で、やはり、この6年間の歩みの中で、一番大きくコロナがあったことで、当初6年後に想定していた計画と、この6年間の歩みに相当程度の、想定外の乖離が見られてきたものが、結果としてまだ尾を引いている状況なのかなというふうに考えております。

その中で昨年度、東京都からの借入れを行った7億8,000万についても、市のほうで知恵を絞っていただいて、事業所の適用拡大に応じて加入者が減ってきている中で、これまで加入していた方々全てに対しての赤字分を、減らされた人のみで負担をさせるわけにもいかないということで、八王子市としても本当に知恵を絞っていただいた結果が、この4ページの説明なのだと思います。

これから先の実際、年間当たり1億3,000万をどうしていくのか、また、一人当たりの負担額1,300円を負担していただくのか否かということについては、決算だったりの状況を見ながら適宜御判断をいただくしかないのかなと思っておりますので、基本的な考え方については、私はこのとおりでよろしいのではないのかなと思っております。

一方で、一部所得階層によって、負担がある人、ない人ということも今、御指摘がありましたけど、国保のみで検討するとやっぱり議論がぶれてくるのだと思います。先ほど4分の1の方については、相応の所得がある中で、やはりそこは応分の負担をしていただくことが懸命な判断だと思いますし、生活が大変、大変じゃないかということでいえば、国保加入者

だけじゃなくて、社会保険に入っている若い世代にしたって、今まさに同じ社会情勢の中で共に暮らしている、我が国民一人一人のことを考えるならば、やはり、国民健康保険に入られている方の負担が多少増える階層があったとしても、社会全体で考えていったときには、みんなが総じて納得ができる応分の負担の体制というものを、行政がゆえに均等な立場で見解を示していかなければならないのだと思いますので、今回の案については、私はこのまま自信を持って進めていただければよろしいのかなと思っております。

ただ、やはり一方で懸念されるのは、今後の国の動向が、適用拡大の枠もそのうち、私、個人的には撤廃、完全撤廃されてしまうのではないのかなというふうに危惧をしているところでもあるので、今の状況のまま、これから先、また5年、10年、20年先が安定稼働できるのかというところではないと思うので、これから先も東京都、国に対しても基礎自治体としてしっかり意見具申をしていただきながら、制度そのものの大幅な見直しというものも避けて通れないのもまた事実かと思っておりますので、そこら辺については、引き続き、絶えず念頭に置いていただきながら事業の進捗を図っていただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○市川委員 私からも若干意見を申し上げたいと思います。

先ほどの質疑でも申し上げさせていただきましたとおり、やはり、物価高騰が家計を苦しめている中、また、収入が増えていかないといったこの間の経済的状況も鑑みると、国保加入者の負担軽減というところで係る問題というのは、共通の問題、地方に限らず、全国的な課題でもあると思っております。

また、今回のいわゆる低所得者層への軽減措置といったところも、そういったことも反映しているのか、考えたものだとも思っております。先ほど議論もさせていただきましたけれども、やはり一般会計からの繰入解消という目的も、国保の安定的な運営、制度の維持というところは繰り返し確認させていただいたところでもございます。となれば、やはり加入者へのこれ以上の負担等が適切なのかというところは問われていくものと思うのです。

また、本市では、医療適正化などをはじめ、先駆的にも本当に頑張っているということも先ほどからの報告もございました。また、様々な支援の下、国や東京都からも、インセンティブ等のことで少しでも軽減措置を図ろうといった努力も聞いているところでもございます。

しかし、そのことが逆に被保険者の皆さんへの負担にも若干つながっているところも否めないところもあると思うのです。

そういう点においても、最後になりますけれども、本来の国民健康保険制度という、いわゆる国の社会保障制度という、他の保険制度にない公助の役割、また、保険者としての本市の責務というところの問題も鑑みると、今のような考え方からいっても、その責任を果たせていけないのではないのかと思うのです。

このことから、やはり、一般会計からの繰入解消という問題についても、たくさん議論もされてはきたのですが、国保加入者、また、全体を見た負担軽減といったところも正面に据えて考えるべきであるということをここで申し上げて、今回の税率改定については、反対ということを申し上げたいと思います。

○玉正会長 他に御意見ございますでしょうか。

○鈴田委員 この資料を初めて拝見したときは、法定外繰入の早期解消という基本的な考え方と、あと、今日御説明のあった中では、4分の3の加入者の方が減額になると、本案を適用した場合ですね、ということで、どうなんだろうなど。基本的な考え方からすると、この5ページにございます赤字が解消する税率等まで、一番上の参考のところに書いています、一気に上げてしまうのが基本的な考え方に沿った対応なのかなと思いながら、いろいろ事務局の今の御説明を聞いていたのですが、御説明を聞いて、この改定案を出されてきた背景であるとか狙いですね。特にこの2年間、かなり税率を上げてきましたので、加入者の方々のインフレ、物価高等々での生活面の御配慮も理解できるところではございますので、私は、方向性としてはこの原案どおりでよろしいのかなと思います。

ただ1点、ちょっと気になるのが、3年間で償還するのではなくて、貸付けによって6年間にならずということなので、これが将来への負担の先送りにならないかなというのがちょっと懸念事項としてあるのですが、そこを除けば、全体としてはよく考えられた案ではないのかなというふうに考えます。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。

○日下部委員 私も先ほど質問等もさせていただきましたが、昨年、令和6年度は、かなりの負担を、被保険者の方にお願ひしたということに比べて、令和7年度に関しては、本当に多数の方が、負担が軽減または同じ額であるというところで、本当に様々考えていただいた結果、私としてはこの案でいいのではないかなというふうに考えております。

その上でもう1点、今、国等でも議論をされておりますが、最低賃金を上げていこうと国

も様々議論をされています、1,500円であるとか。そういった中で保険料が上がる上がらないというところだけで考えるのではなくて、そういった賃金の上昇等もしっかり考えていく中で、さっき東京都も過去3か年の収入をもって判定をしているという話もありましたが、本当にそういう総合的な観点で今後、考えていかないと、見誤る点も出てくるのかかもしれないというふうな懸念も若干ございますが、そこは先ほどもお伝えしましたが、都と国と、しっかりとこの制度を維持していくという点で、どういうふうな形が最善であるのかというのもしっかり議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

他に御発言、御意見はございますでしょうか。

○増田委員 原案に賛成をいたします。非常に工夫されていると思います。

それでちょっと意見といたしまして、国の施策によって社会保険適用事業所の拡大というのが急に起きたり、さらに今後は、前回頂いた国保、秋号ですけれども、詳細に検討されているんですけれども、生活保護給付者を国保等に加入させることの検討を加速させるというような施策が進むと、これは本当大変なことになってくると思いますよね。そういったことも織り込みながら、非常に工夫されて今後いかれるかと思いますので、その辺をよろしく願いして、原案に賛成いたします。

○玉正会長 他に御意見はございますでしょうか。

○山田委員 御説明ありがとうございます。資料をもらったときにはちょっと分からないところがありましたので、よく分かりました。ありがとうございました。

私のほうからは、改定はもうやむを得ないのかなというふうな意見とさせていただきます。国保の安定的運営に関しては、もう赤字解消、私はずっとこの会に参加させていただいて、ちょっとずつちよつとずつ上げていったという状況をずっと見てきた状況で、何とかその赤字をなくしたいという強い思いというのがあったので、今回、これで本当に赤字がなくなるのかなというのがすごく心配なところはあるのですけれども、ぜひ、なるべく運営できるような形で続けていくのがやはり我々の使命なのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと1点だけ、ちょっと心配なのが、インセンティブがなくなった場合、どうなるのかなというのがあるので、努力されているのもよく分かるのですけれども、そこら辺のところも加味しながら運営のほうをしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

たします。

以上でございます。

○玉正会長　ありがとうございます。

まだ御発言されていない方、御意見はございますでしょうか。

○峯岸委員　説明ありがとうございます。いろいろ私も今回、新しくメンバーにさせていただいて、はっきり言うと、国保のことについては、ほとんど考えたことがなくて、このメンバーになって、この財政が厳しいことが資料を見ると明らかに分かったところです。その中でも八王子市さんは赤字の解消に向けていち早く動いていただいていると、そういう熱意を感じているところでございます。

ただ、今回の改定はおおむね賛成なのですけれども、モデルケースで、先ほどあった4分の1の方、どうしても負担が増えるところがあったりするのですけれども、ちょうどそのモデルケースはうちの家庭なのですけど、そういったところを考えると、別に何百円云々ということではなくて、やっぱりどうしても全てのところで公平性というのはなかなか難しいという理解はあるのですけれども、そういったところがどうしても、公平性というところを求めるともうちょっと何とかならないかなというのは正直なところではあります。

ただ、それを言っていると、全てうまく歯車はかみ合わなくなってくるので、そういったところは、総体的に見た上では賛成したいと思っております。

どうしても400万円未満の世帯が多く、収入がゼロの家庭が何と30%を超えているという、想像にもしなかった状況を、この資料を見てとても驚いております。そうすると、破綻という言葉は失礼なのですけれども、ほとんど破綻に近いのではないかなという状態があるので、これは国保の根本的な構造を考えないといけないでしょうし、本当に構造改革をしていかないといけない。ただ、それは八王子市単独ではできないことがあるので、東京都、もちろんその上にある国に対しての在り方、それを問うていきたいと思います。

国としては、財政、財政と言って、いろいろ言っていますけれども、日本は、政府純利払い費というのはG7の中でもドイツに次いで2番目の優秀な国であります。なので、お金がないないというのは、財政のところでは言っていますけれども、実はそういったことはなくて、国債に対してちゃんと利子も払って行って、優秀な自国の通貨も持っていますから、そういったところも国は知っているはずなのですけれども、この地方自治体の現状を訴え続けて、何とか支援をもらっていただきたいかなと思います。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。他に御意見はございますでしょうか。

○太田委員 おおむね今回の額には賛成いたします。

理由としては、総所得もこれだけ下がってきていますし、あと、私の患者さんを見ておりましても、老人のみの家庭とか、あと、一人家庭とか、やっぱり増えておりますし、例えば透析治療に関しても、私が医者になった頃は、透析導入など考えられなかった高齢者の方たちも、90とか100歳とかでも透析導入をするのですね。それだけ医療費もかかりますし、そういう人たちが今度動けなくなった場合、透析のある病院とかそういう限られたところに入院しなければならなくなりますし、そうなったからって医療を止めるわけにいかないですし、やっぱりこれだけ長生きになってくれば仕方がない出費の部分はあるかと思えます。

私どもは医師国保というものに入っておりますが、今年度から、同じような財政危機ということで1期につき7,000円程度の増額になっております。医師国保のほうは所得に係なく一律になっておりまして、そういうのを考えると負担してもいいのではないかと思いますし、あと、やっぱりこれだけ組合健保のほうとかからも補助を頂いておりますので、その人たちの負担を考えますと、やはり国民としてはこれぐらいの負担はしなければならないのではないかなと思っております。

ただ、年々ちょっとずつ上がっていくのであればいいと思うのですが、大幅に上がるときもあれば、そうでもないときもあったり、減ったりとかというのは戸惑うと思いますので、もうちょっと何か平均的に、最小程度の増額とかになったほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

○大井委員 今回の諮問内容に関しては、私もおおむね賛成です。

今回いろいろと考えていただいて、やはり一番大きいのは、低所得者の方の軽減ができているということは大きいと思います。コロナ禍でも一番大変だったのが低所得者の方たちなので、そちらの方に対しての対処をしていただいたということは大きな進歩なのかなと思います。

日本全国で高齢化が進みまして、医療が高度化していくと医療費がかかっていくというのは全国的な問題なので、またこれは国レベルの話だと思うのですが、私は医療の立場からすると、いかに病気にならない、健康寿命を伸ばすためにどういう医療政策を取っていく

かということ、あと、この1年やってきた、例えば健康保険の受診率だとか、その後の結果とか、そういうのをもう一度反省して、また来年度に持っていければいいのかなと思います。

○玉正会長 他に。

○柘植委員 提案に賛成であります。むしろ、こういった提案を作成してくださった会長、副会長、事務局の皆様には、本当に知恵を絞っていただき、感謝を申し上げたいと存じます。

私は組合健保の運営をしておりますが、ちょっとこの財政状況だと、組合健保だったら維持できないという判断もあり、実際、全国にはそうした判断をした組合健保もございます。そうしたことを考えると、八王子市の国民健康保険の財政が自走できるというのはやっぱり優先順位としては高く、一般会計であったり、東京都からの借入れについては、きちんと償還した上で、この会計だけで成り立つということが優先なのかなと思います。

また、組合健保のほうとしましては、健保財政が悪ければ保険料率を上げて、社員の皆様や事業主から多くの保険料を頂戴しているという措置を取ります。ただ、それでも、最近ですと収入の約40%が高齢者納付金として国に納めるということをしております。

また、私、今年度からこちらに参加させていただいておりますが、徴収もなかなかできないようなこともあって大変驚いておりますが、組合健保の場合は賃金控除なので、徴収できないということはなかったもので、大変驚いたというところでございます。

ただ、そういう中でも、非常に所得の低い市民の方々が大変苦勞しているということもよく分かりました。そうしたあらゆるバランスを考慮して今回の提案が作成されたということで、大変よい提案だというふうに思い、賛成させていただきます。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

○宮田委員 私もこの議題については賛成します。

理由としましては、3分の2とかですかね、ある程度の世代の負担に関しては同額とか減少とかで、上げ幅も前年に比べて少ないですし、負担感というのは、昨年とかその前の年なんかと比べても少ないのかなと思いましたが、賛成させていただきます。

ただ、今後の制度の維持につきましては、やはり、国保の加入者が今後、ほかの社会保険の加入の拡大とかによって少なくなっていくって、結局、収入のない方とか働いていない方とかが増えていくと思いますので、その辺り、そういう方がかなりの割合になったときにどういうふうにするのかというのが課題なのかなと思いました。

私としては以上です。

○野村委員 正直言いまして、ここでまたかなり上がるのかなと思っていました。やっぱり年金生活者にとっては、給料じゃないので、それは上がらないということなので、物価の高騰に対してもかなりナーバスになっているところなので、今日の御説明を聞いて、実は会計間の貸し借り、ということは本当は理解していないのですが、そういう工夫をされたということで、それは御説明を伺ってちょっと安心したところです。

また、この間、委員会の中で、市のほうからの御説明だと、ほかの市に先駆けて取り組まれていることとか、それから、あらゆる機会を使って都や国にも申入れも続けてきてくださっているということも伺いました。また、日々、担当者さんは大変苦勞して、納付の、課税に対していろいろ取立てもされているという苦勞も伺っています。

そんなことから考えますと、結論といたしましては、今回の方針については理解するところですし、また、一般会計からの負担も考えなくちゃいけないことを踏まえると、賛成ということで申し上げたいと思います。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

○中條委員 最後かな、すみません。今回の御提案を聞いて、私も賛成です。

赤字解消の苦しい財政の中で、よく考えられているのじゃないかなと思います。低所得者層への軽減措置が行われているということで、やっぱり物価が上がったりして苦しい生活状況にある方たちに負担なく、それで赤字解消ができるということでは、本当によく考えられていると思います。

ただ、やはり、どうしても構造的には、財政としてはかなり苦しい状況が続くと思いますので、4分の1の一部の方々には負担がどうしても行ってしまうということは、財政破綻しないために必要なことなのかなと思いますが、先ほどおっしゃっていましたが、負担が増える層に対しては理解を求めるような工夫をしていきたいということですので、財政を支える層の人たちが、喜んでというわけじゃないですけども、自分たちが負担するのは仕方ないと思えるような何か工夫をしていただけると、皆さんが満足できるような国保になるんじゃないかなと思います。よろしく願いいたします。

○玉正会長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御意見を集約し、協議会の答申案を取りまとめたいと思います。

それぞれ反対、賛成の立場から御発言をいただきました。総合的な判断をさせていただきますと、賛成多数ということで賛成が多かったということでしたが、多くの委員の方から、

やはり構造的な課題というところがあったように、引き続き、東京都、そして国に対して、その制度の構造的な問題ですとか、制度の持続、しっかり維持するための制度に向けてということで強く意見をしてもらおうということ、また、本市でこれまで様々な取組を進めてきましたが、それをさらに進めていくということを条件にいたしまして、今回の答申案につきましては、妥当なものとして認めるという内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○玉正会長 ありがとうございます。

諮問事項については、本協議会として妥当なものとして認めるという内容で、具体的な答申文につきましては、正副会長に一任させていただくということで御了解を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（２）令和７年度（２０２５年度）国民健康保険税課税限度額等について

○玉正会長 それでは、次に、議題（２）令和７年度国民健康保険税課税限度額等について、事務局から説明をお願いいたします。

○三吉保険年金課長 それでは、資料の３を御覧ください。「令和７年度（２０２５年度）国民健康保険税課税限度額等について」でございます。

総務省から、令和７年度の与党税制改正大綱のうち、地方税関係が公表されました。令和７年３月３１日までに地方税法施行令で定める金額が改正された場合に、八王子市においても同施行令にのっとり、令和７年度から同様の措置を講じる予定になります。

資料３のほうの１を御覧ください。課税限度額の改定になりますが、ここでは医療給付費分が１万円、高齢者支援金分が２万円改定されます。増額でございます。区分の合計では、合計１０６万円から１０９万円となります。

続きまして、２の減額対象所得基準の改定になります。これは、減額対象となる世帯の割合が縮小しないよう、経済動向などを踏まえて引き上げるものとなります。５割、２割軽減において改定が行われます。７割軽減の方につきましては、据置きとなっております。

以上、これらにつきましては、平成３０年１月３０日の国保運営協議会の国民健康保険税について（答申）により、課税限度額の改定については、法改正がされた場合は直ちに改定を行うことが妥当であると答申を受けていることから、市議会において専決処分という形で進めることとなります。

以上でございます。

○玉正会長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

○市川委員 御説明ありがとうございます。

1点だけお聞きしたいです。そもそも今回の課税限度額なのですが、介護納付金課税が始まってから、2000年ですけれども、当時は60万円だったのが今回109万に上がるということで、年を追うごとに、額はそれほどではないにしても1万円ないし2万円とか、ちょこちょこ上がってきたというのがこれまでの経過です。そもそもこの課税限度額の目的ということなのですが、厚生労働省が示しておりますように、中間所得層の被保険者への配慮をしていくということが目的で来たわけです。

しかし、結論から申し上げます、課税限度額を引き上げていっても、国保にはいわゆる均等割というものがあって、本市では7万9,800円ですけれども、今回また上がりますというような検討をされておりますけれども、これがある以上、限度額を上げていっても、やはり均等割の結果、なかなか効果は発揮できないというようなこともあると思うのですよね。そこで、続いて厚労省としては、引上げに当たって、市町村等の意見等を踏まえて引上げ幅や時期の判断もする必要があるよということを述べています。

そこでお伺いしますけれども、本市において課税限度額の引上げ幅や時期についての実情や、また、検討をしてきたような結果というのかな、この間のそういった状況などをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○三吉保険年金課長 この保険税の課税限度額につきましては、地方税法の改正というところでございますので、八王子市の条例改正は、その地方税法の改正に基づいて行っているものでございます。独自に判定するとか、時期を変えるというところにつきましては、正直、これまで検討したことはございません。

○市川委員 分かりました。ありがとうございます。

最後ですけれども、繰り返しになりますけれども、限度額の引上げが、やっぱり均等割をどうにかしなきゃいけないのじゃないかということは、避けて通れない課題じゃないかなと思っております。

そこで、今後も、やはりこの問題についても、国に対して改善の要望などをはじめ、検討していないということであったとしても、ここに問題があることはもう十分承知なされているかと思しますので、ぜひ意見などを申し述べていただきたいなと思っております。よろ

しくをお願いします。

○玉正会長 他に御質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

(3) その他

○玉正会長 御質問がなければ、次に、議題(3) その他に入ります。

何か御意見等はございますでしょうか。

○事務局 最後にお配りしております国保講演会開催についての通知を御覧いただけますでしょうか。事務局から御案内になります。

第2回目の会議でもお伝えしましたが、お配りしておりますとおり、委員の皆様には講演会の御案内をするものでございます。日時は来月、2月3日、月曜日、午後2時から、会場は八王子市保健所内で行います。健康医療部長の菅野が講師をいたしまして、データから見る健診や医療費適正化の効果分析と国保財政安定化への道のりをテーマに行います。

運営協議会南多摩の5市で構成している南地区の会長市といたしまして今回開催するものでして、委員の皆様には、御都合がよろしければ御出席ください。御出席される場合は、来週27日、月曜日まで、事務局まで御連絡いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○玉正会長 事務局からの報告について、何か質問はございますでしょうか。

○岩田副会長 改めて、後で聞いてもよかったのですが、この講演会の開催については、南地区5市の共同開催ということで、うちの部長が説明に入られて、開催地というわけですが、誰も仮に行かないとかというのはいいのか、それともある程度、やっぱり開催地がゆえに、来て下さいというお願いをするのか、そこら辺、市のほうも、今日全員お集まりなので、そのときにあえて言っていたかかないと、多分、誰も行かないほうが強いのかなと思うので、どうなのでしょう。

○菅野健康医療部長 私、話す立場から、自ら皆さんを勧誘するのもちよっとおこがましいようなお話ですが、これについては、持ち回りといえども持ち回りで、私、実は以前も、受診率向上ということで話したこともあります。また、稲城市等で行われたときは、大雪の中、委員の皆様と行ったこともあったように思いますけれども、これ、南多摩5市の結構多くの委員の方がお集まりになって、本当にそれぞれの苦労を共有する場であるとともに、近

隣でどういう取組をしているのかという話をするようなことになります。

今回、あえて、それぞれ各市、例えば市民病院、新しいのができたので、そこを紹介するという取組をするところもありますし、我々のように受診率向上だったりとか、以前はソーシャル・インパクト・ボンドという新しい方法が入ったというお話をしたのですが、今回は、今日も本当、様々お話しいただいたように、この広域化以降の取組、たまたまですが、私、広域化するときに保険年金課長としてこちらにおりまして、この6年間の歩みというのをしっかり見届けてきたというか、共にやってきたということでございます。

また、今回、6年にわたって償還をなるべく平らにならすというふうにしましたが、実はその6年後の日というのは、納付金ベースで統一がなされるとき、令和12年度になります。各市はそこに向かって統一をしていかなきゃいけないということでは、八王子市のこれまでの取組というのは非常に参考になるのではないかと思います、今回こういうふうなタイトルにさせていただきました。

そういう意味では、本当に皆様に今日も言っていただいたように、市はいろいろやってきてくれたという意味では、皆様方には多少復習的な意味、でも、そうだったねという歩みになるかと思いますけれども、やっぱり八王子市としては、そもそもの医療費をどうかからないように、みんなが健康でいてくれるかということを一生懸命進める中で、負担を少し、申し訳ないということをお願いをしてきたということがありますので、王道と言っては何ですけれども、この南多摩の地区、特に医療圏を共にする仲間でもありますので、みんなで頑張っていきたいということで、ある意味、そういう意味では、こういうふうに言葉を言うのと改定と我々は言い換えますけど、単純に値上げをしてきたとかそういうお話ではないというところで、どういふ努力をしながらここへ来たかというふうにお話をさせていただきたいと思いますので、ぜひ、皆様方にも多少復習的なお話、被るところはあるのかもしれないですけれども、御参加いただけるとありがたいかと思います。よろしくお願いします。

○玉正会長 ほかに御質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、私のほうから。

今年度の本協議会は今回で最後となります。鈴田委員と柘植委員以外の方は今年の5月までの任期となっております。

その中で、被保険者代表のうち公募での選出となっている野村委員と増田委員のお二人から、本協議会に参加していただいた感想を一言ずつ頂戴したいと思います。

まず、野村委員から一言お願いいたします。

○野村委員 まず、皆さんにお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

この会に参加をさせていただくことになって、改めて国保ということを考える機会をいただきました。また、市側からの説明は当然なのですけれども、専門分野の先生方からお話を伺えたことはとても私の糧になっています。また、議員さんが市の財政全般からお考えになっている御意見も拝聴させていただいて、大変勉強になりました。

だから、代表として何か意見を言わなきゃいけないのだろうなと思いながら、少しずつ勉強はしたのですけれども、国保の仕組みがかなり複雑だし、難しいことだったので、自らの勉強でとどまってしまったのですけれども、本当に国保を考える上で大事なお話をたくさん聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございました。

続きまして、増田委員、お願いいたします。

○増田委員 増田です。私は2期6年間務めさせていただきました。

ちょうど6年間というのは、広域化した時期とかつ6年間で法定繰入の赤字解消を図るという、ちょうどやっかいなときにぶつかりまして、その間、専門委員の方とか国保組合の方のお立場とか、あるいは率先している事務局の方々の御努力を非常によく分かりまして、保険料率の増額が続いたのですけれども、大方賛成するような流れをつくったのですけれども、1回、9.7%、前年比の増加になる層がでるという年がありまして、それはいくら何でも被保険者代表としては反対せざるを得ないんじゃないかという異議を唱えたことが1度ありましたけれども、本当に皆様方の御努力というのが、特に八王子とか東大和が一生懸命赤字解消をやっているのに、それ、全然考慮されていないのではないかみたいな苦言を申し上げたこともありました。

それが、保険者努力支援制度の交付額が、東大和、八王子と出ているなんていうのは、非常にそういったことの評価が、皆さんの事務局の方々の御努力によってそういうことが一つ一つなされてきたのではないかと思って非常に感謝しております。

さらには、前市長さんの名前で要望書が出されたり、それから公益委員の皆さんが非常に御尽力いただいたと思うのですけれども、全会派一致での市議会からの要望書という大変なものを出されたというのは、本当に事務局の御努力と同時に公益委員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

そんな形で本当6年間勉強させていただいたと同時に、これからも国保の運営をよろし

くお願いしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○玉正会長　ありがとうございました。

ここで会議録署名委員を指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名してまいります。

本日の署名委員は、12番の市川委員にお願いしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いいたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。皆様の御協力のおかげで議事がスムーズに行えましたこと、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

5. 閉会

○三吉保険年金課長　これもちまして本日の運営協議会を終了いたします。

本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

[午後2時56分散会]